JIAM 2012 OSAKA

出展要項

■小間料金（消費税別）

小間タイプ		小間数・面積	早期申込小間料金 (2011.9.30まで)	通常申込小間料金 (2011.10～2012.03)
A.通常小間	A1	1～5小間	**280,000円/1小間**	300,000円/1小間
	A2	6～9小間	**270,000円/1小間**	290,000円/1小間
	A3	10～18小間	**250,000円/1小間**	270,000円/1小間
B.パッケージ小間（1小間～3小間）	B1	1小間（9㎡）	**340,000円**	360,000円
	B2	2小間（18㎡）	**660,000円**	700,000円
	B3	3小間（27㎡）	**970,000円**	1,030,000円
C.ブロック小間	C	180㎡以上	**25,000円/㎡**	27,000円/㎡

※消費税率に変更があった場合は、申込時期にかかわらず見本市開催時点での適用税率に基づく消費税を申し受けます。旧消費税率でお申込み、出展料のお支払いをいただいている場合は改定消費税率との差額を申し受けますので、予めご了承ください。

A.通常小間タイプ

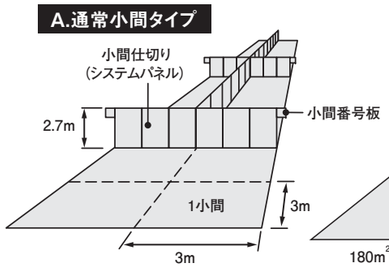

C.ブロック小間タイプ

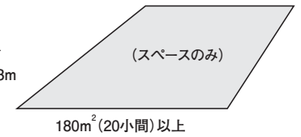

B.パッケージ小間タイプ

B1.1小間

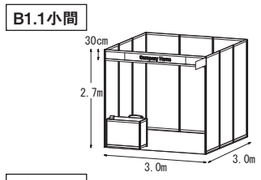

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×2個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

B2.2小間

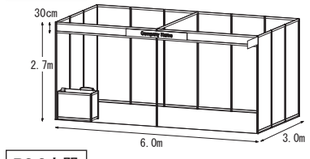

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×4個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

B3.3小間

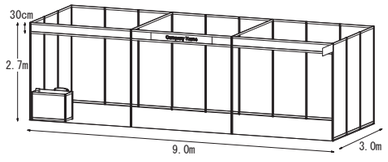

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×8個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

■小間規格

●小間種別
・通常小間：間口3m×奥行3m
・パッケージ小間：1小間～3小間まで（上記参照）
・ブロック小間：180㎡以上

●通常小間の構成はサイドパネル、バックパネル、小間番号板となります。但し、角小間には通路側のサイドパネルはつきません。（照明、動力用の電気供給は別途有料となります。）

●通常小間の配列は単列小間、複列小間（4小間以上）、独立小間（10小間以上）の3種類があります。また、10小間以上はスペース渡しとなり、仕切りは付きません。後壁などの基礎パネルが必要な場合、出展者の費用負担のうえ、施工してください。

■出展申し込み方法

●出展申込書（裏面）に必要事項をご記入のうえ、下記事務局へお送りください。

〒105-0003　東京都港区西新橋1-14-12
社団法人日本縫製機械工業会　JIAM事務局
Tel:03-3597-0470／Fax:03-3597-0477

■出展申込期限

●早期申込割引適用期限: 2011年9月30日（金）（当日必着）
●通常申込期限:　2012年3月30日（金）
※但し、予定小間数に達し次第締切ります。

■出展小間料金のお支払い方法

●出展申込書の記載内容について、主催者が確認後、折り返し出展申込受理書と出展申込金の「請求書」を送付します。次の要領で下記の銀行の指定口座にお振込みください。
①出展申込金（出展小間料金の50%）を請求書の発行日から1ヶ月以内にお支払いください。
②残金(出展小間料金の50%)は2012年4月以降に、別途請求書をお送りしますので、請求書の発行日から1ヶ月以内にお支払いください。
●振込手数料は出展者でご負担ください。

銀行名	支店名	預金種目	口座番号
りそな銀行	虎ノ門支店	普通預金	7267013
三井住友銀行	日比谷支店	普通預金	2180845

口座名:　社団法人日本縫製機械工業会　JIAM実行委員会

■小間位置の決定

●各出展者の小間位置は、出展内容、小間数、実演・危険物使用の有無等を考慮し、会場ゾーニング計画に基づき主催者が決定いたします。

■展示装飾

●小間内の展示装飾は、出展者側が施工してください。
●単列小間、複列小間の展示装飾の高さ制限は2.7mとします。ただし隣接小間との壁面及び通路より小間内に1m入った位置から内側は高さ4.5mまで装飾が可能です。
●独立小間の展示装飾の高さ制限は3mとします。ただし、周辺通路より小間内に1m入った位置から内側は高さ4.5mまで装飾が可能です。
●展示製品についての高さ制限はありません。

■会期・開場時間

●2012年9月19日(水)～22日(土) 10:00～17:00
（但し最終日 9月22日(土)は16:00まで）

■搬入・搬出

●搬入・設営 9月16日(日)～18日(火) 9:00～17:00
●搬出・撤去 9月22日(土)16:00～21:00
23日(日)　9:00～12:00

JIAM 2012 OSAKA

出展規定

①出展申込の承認・契約

主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、出展の承認日をもって出展契約が締結されたものとします。なお、契約締結後、出展申込書の出展予定製品について虚偽の記入があった場合は、出展小間料の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払済みの出展小間料金は返還いたしません。

②小間転貸等の禁止

出展者は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・交換・譲渡はできません。

③共同出展

2社以上の複数企業が共同で同一小間に出展される場合は、代表出展者名および共同出展者名を「出展申込書」にご記入のうえ、お申し込みください。なお、手続きはすべて代表出展者が行ってください。

④出展小間料金の支払い

出展者は出展要項に基づき指定期日までに出展小間料金をお支払いください。指定期日までにお支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展小間料金は返還いたしません。

⑤出展のキャンセル

出展申込契約締結後のキャンセルは原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合はキャンセルを認めることがあります。この場合、下記の基準でキャンセル料をお支払いください。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

キャンセル通知受領日	キャンセル料
2012年3月31日まで	出展料の50%
2012年4月1日から2012年7月31日まで	出展料の70%
2012年8月1日以降	出展料の100%

⑥展示会の品位と秩序の維持

会期中、出展者の展示方法や宣伝活動において、防災上、あるいは本見本市の品位や秩序を著しく損なうと認められる場合、主催者は出展者に対し、展示の変更ないしは撤去を命じる権利を有するものとします。

⑦出展物の範囲

出展物はJIAM 2012出展対象品目に該当する製品・情報とします。主催者が展示会の開催主旨に沿わないと認めた出展物の展示は出来ません。工業所有権を侵害する恐れのある製品の出展は認められません。そのような展示があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展小間料金は返還いたしません。

⑧展示場の使用

自社小間以外での製品の展示および実演、宣伝、販売活動はできません。開催時間中は、必ず出展者のスタッフが自社小間に待機し、来場者の対応にあたらなければなりません。主催者の許可なく会期中に出展物を撤去したり、展示を中止することはできません。ただし、主催者の企画する特別展示スペースは、この限りではありません。

⑨出展物の管理と免責

主催者は、会場全般の管理保全にあたりますが、天災、火災、損傷、紛失、盗難等の事故について、主催者はその責任を負いません。出展者は準備期間中および開催時間中は自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。

⑩日本への入国

出展者が、本出展のために日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国に関わるすべての手続き並びに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由により日本に入国できないために出展契約を解除する場合は、出展者は主催者に対して本規定の⑤によるキャンセル料を支払わなければなりません。

⑪防災法規の遵守

出展者は展示会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守しなければなりません。

⑫原状回復

出展者は見本市終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展者が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとします。

⑬展示会の変更・中止

天災・ストライキ・テロもしくは防疫等の不可抗力により、見本市の開催が困難と判断した場合には、主催者は開催期日の変更、短縮もしくは開催を中止する権利を有するものとします。この場合、出展料および出展者が出展に要した費用の償還と賠償の義務は負わないものとします。

⑭損害責任

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または見本市の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

⑮保税展示

本見本市は、保税展示場として申請する予定です。外国貨物はすべて日本国税関の管理下におかれますので、自己の貨物であっても税関の許可なく処分・処理・移動はできません。出展者は自己の責任において必ず法に定められた税関手続きを自己の費用で行ってください。

⑯工業所有権

本見本市は、「指定博覧会」の申請を行いますので、出展物は特許法第30条3項、実用新案法第11条1項及び商標法第9条1項の保護を受けられます。

⑰出展物の原則即売禁止

本見本市は、商談・契約などの商取引や製品技術のPRを行うものであり、会期中における物品の即売行為は原則として禁止します。（ただし、書籍・出版物、小物類およびホームソーイング関連用品などの販売を希望される出展者は事前に申請ください。）

⑱商取引について

本見本市期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生する商取引に係る責は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与しません。

⑲その他の事項

小間内装飾、電気、エアー、給排水、搬入出などの詳細規定につきましては、後日配布する「出展細則」にてご案内いたします。

主催
社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）
〒105-0003　東京都港区西新橋1-14-12 不二ビル4F
TEL:03-3597-0470 FAX:03-3597-0477
E-mail:info@jasma.or.jp
URL:http://www.jasma.or.jp

運営
お問い合わせ先
社団法人大阪国際見本市委員会 JIAMデスク
〒559-0034　大阪市住之江区南港北1-5-102 インテックス大阪
Tel: 06-6612-1666 Fax: 06-6612-8585
E-mail: jiam2012@fair.or.jp
URL: www.fair.or.jp